

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(新潟県企業局組織規程の一部改正)

第1条 新潟県企業局組織規程(昭和37年新潟県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(移動号の表示を除く。)を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課、室、係及び班の設置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>総務課</p> <p> 総務係 予算係</p> <p><u>営業企画課</u></p> <p> <u>電気事業班</u> <u>工業用水道事業班</u> <u>企業誘致推進班</u></p> <p>施設課</p> <p>(略)</p>	<p>(課、室、係及び班の設置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>総務課</p> <p> 総務係 予算係 <u>経営企画室</u></p> <p>施設課</p> <p>(略)</p> <p><u>企業誘致推進課</u></p>
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第6条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p><u>営業企画課</u></p> <p>(1) <u>各事業の総合調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>各事業の経営計画及び営業計画の策定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>各事業の広報及び業務状況の公表に関する事項</u></p> <p>(4) <u>新規事業の企画に関する事項</u></p> <p>(5) <u>局本庁に属する固定資産(企業局長が別に定めるものを除く。)の取得、管理及び処分に関する事項</u></p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第6条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) <u>各事業の総合調整に関する事項</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>広報及び業務状況の公表に関する事項</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>各事業の経営計画の策定に関する事項</u></p> <p>(12) <u>新規事業の企画に関する事項</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>電気事業及び工業用水道事業に係る固定資産並びに局本庁に属する固定資産のうち企業局長が別に定めるものの取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p>(18) (略)</p>

<p>(6) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(7) <u>工業用地造成事業の工事設計及び施行管理に関する事項</u></p> <p>(8) <u>工業用地造成事業の用地の取得、管理、活用及び処分に関する事項</u></p> <p>施設課 (略)</p>	<p>施設課 (略)</p> <p><u>企業誘致推進課</u></p> <p>(1) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(2) <u>工業用地造成事業の調査、計画及び調整に関する事項</u></p> <p>(3) <u>工業用地造成事業の用地の取得、管理、活用及び処分に関する事項</u></p> <p>(4) <u>工業用地造成事業の工事設計及び施行管理に関する事項</u></p>
--	---

(新潟県企業局財務規程の一部改正)

第2条 新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(預金残高証明書)</p> <p>第18条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の預金残高証明書を翌月5日までに企業局長に提出しなければならない。ただし、特に企業局長が指定したときは、指定の日現在でこれを提出しなければならない。</p> <p>(償却資産)</p> <p>第113条 <u>営業企画課長</u>は、固定資産のうち、次の各号に掲げるものを除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(精算)</p> <p>第116条の4 <u>営業企画課長</u>は、前条に規定する造成工事が完了したときは、速やかに精算を行い、その精算額を完成土地勘定又は固定資産の当該科目へ振り替えなければならない。</p>	<p>(預金現在高証書等)</p> <p>第18条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の<u>預金現在高証書及び</u>預金残高証明書を翌月5日までに企業局長に提出しなければならない。ただし、特に企業局長が指定したときは、指定の日現在でこれを提出しなければならない。</p> <p>(償却資産)</p> <p>第113条 <u>総務課長及び企業誘致推進課長</u>は、固定資産のうち、次の各号に掲げるものを除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(精算)</p> <p>第116条の4 <u>企業誘致推進課長</u>は、前条に規定する造成工事が完了したときは、速やかに精算を行い、その精算額を完成土地勘定又は固定資産の当該科目へ振り替えなければならない。</p>

(新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部改正)

第3条 新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 固定資産事務主管課長 <u>営業企画課長</u>をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 固定資産事務主管課長 <u>電気事業及び工業用水道</u></p>

(9)～(11) (略)

(固定資産管理職員)

第2条の2 (略)

区分	固定資産管理職員
局本庁に属する固定資産（企業局長が別に定めるものを除く。）	営業企画課長
局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に定めるもの。	企業局長が別に指定する課長
事業所に属する固定資産	当該事業所長

事業にあつては総務課長、工業用地造成事業にあつては企業誘致推進課長をいう。

(9)～(11) (略)

(固定資産管理職員)

第2条の2 (略)

区分	固定資産管理職員
局本庁に属する固定資産のうち、電気事業及び工業用水道事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）	施設課長
局本庁に属する固定資産のうち、工業用地造成事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）	企業誘致推進課長
局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に定めるもの。	総務課長
事業所に属する固定資産	当該事業所長

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。